

重光

事務官

85

在韓日本人、在日韓国人遺骨の
送還に付

重光
4. 5. 7. 18.

本18日朝 厚生省 授護局長 調査課 石田
事務官 当課 来訪シ、本件につき最近の
事情を説明するとともに 当課の意向を
お知らせ。これに対し、三谷事務官、松村
事務官より 説明を求められた。

大要次のとおり。

1. 石田事務官より。

(1) 今般 矢次一夫氏は (岸三郎遺、田中
龍夫少将とも関係があり 矢次氏は10月
に韓国に赴き 本件遺骨を送還
したといわれる) 厚生大臣に対し、
本件解決の促進方を求めることと

二水が具体的解決策として現在日本
 側で在留している韓国人(在留者)の
 軍人、軍属の遺骨 2,331 体 ならずは目下
 ソウル(ソウルの)の弘濟洞に在る日本人遺骨約
 5,000 体(在留者)に收容字遣相違を
 提示し、これを民間事業として行いたいとの
 意向を述べ、同大臣は一応これを承認
 した。

(ロ) 在留者としては上述弘濟洞に在る日本
 遺骨は在留者のみならず軍人、軍属(在留者)の
 同省の主管であることと表示されており、他方上述
 提案の如き措置合せ方針にも親向を
 もっている。

(ハ) ついては現地の事情、実態に即して検討
 したい。

又、三谷(事務)局長より。

現在韓国には、ソウル市(都市)区画整
 理に際して弘濟洞所在の日本人
 墓地から掘出された約 5,000 体の日本人
 遺骨が同墓地管理事務所にて保管されている
 ことが確認されている。二水が日本送還に即して

同 ~~外務省~~ ~~管理委員会~~ (李興烈) に対し内務
 部に許可を求めたのに対し、内務部は同意
~~し~~ 許可のペーパーを返した。しかし同ペ
 ーパーには 海外送還 については、外務部の
 許可 (指示) によるべき旨の一語が明記され
 ている。

一方昨年在韓 ~~中~~ 大使館が外務部に
 対し、在韓日本人遺骨の実地調査につき
 許可を求めたところ、待ったをかけた
 経緯があり、外務部は 遺骨問題 は
 政府レベルで解決したいとの意思を
 示している。このことから考えると、在日韓国人軍人
 軍属の 遺骨送還 の問題がつかない限り、
 民間レベルで話がまとまることにも政府内
 に決って本件につき合意に達することは、目
 下の状況では、むづかしいのではないかと思
 われる。(韓国側は南、北両方の 遺骨
送還 を要望 ^{にあり二つあり} ~~中~~ ~~が~~ ~~方~~ ~~は~~ ~~南~~ ~~の~~ ~~か~~ ~~は~~ ~~南~~、
~~北~~ ~~は~~ ~~北~~ ~~の~~ ~~懸~~ ~~念~~ ~~で~~、^{問題がある})

3. ~~最近に松村外務官より、当課には厚土書~~
~~を提出された連絡をとり、本件解決の努力~~

~~すまにこじ~~した~~り~~と 同書~~の~~協力方~~を~~要望し
~~有~~石田~~の~~器~~を~~取り、在日韓国人軍人軍属
 の~~指~~名~~を~~リストを韓国政府に~~傳~~達した各報
 に関する~~資料~~の~~送~~付~~を~~要望があった。

4/10/32

以上